

知って得する!

法律コラム



弁護士 大竹裕也

企業の「営業秘密」を守るために

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に400社強の企業様と顧問契約を締結。(2024年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧いただけます。

よつば総合法律事務所の弁護士の大竹です。

自社の営業秘密が外部に漏えいして大きな損害を被った、というニュースをよく耳にします。今回は、この「営業秘密」が法律上どう扱われているか、営業秘密を守るために企業はどう対応すべきかについて解説します。

1 「営業秘密」とは

「営業秘密」は不正競争防止法2条6項において、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義されています。この定義から、技術やノウハウなどの情報が「営業秘密」として法で保護されるには、以下の3要件を全て満たす必要があります。

(1) 秘密管理性…秘密として管理されていること

(2) 有用性…有用な営業上又は技術上の情報であること

(3) 非公知性…公然と知られていないこと

この3要件のうち、(2)有用性は情報の内容によって自然と要件を満たすかが定まるものであり、(3)非公知性は自社の努力にかかわらず第三者によって公にされうるものです。そのため、企業にとって対策すべき要件は、(1)秘密管理性です。法の保護を受けるために、秘密管理性の要件を満たすような体制で情報を管理する必要があります。

経済産業省が作成した「営業秘密管理指針」の6ページでは、秘密管理性の要件を満たすためには、「営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある。」と述べられています。端的に言えば、企業が秘密だと認識しているだけでは不十分で、秘密であることが従業員にも一目でわかるような管理方法でなければならない、という意味です。

上記の管理方法の具体例として、以下の方法が挙げられます。

①紙媒体の場合

- ・ファイルの利用などにより一般情報から区分を行った上で、「マル秘」など秘密であることを表示する
- ・施錠可能なキャビネットや金庫などに保管する

②電子媒体の場合

- ・記録媒体にマル秘と付記する
- ・電子ファイルの電子データ上にマル秘と付記する(ドキュメントファイルのヘッダーにマル秘と付記するなど)
- ・電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを含むフォルダの閲覧に必要なパスワードを設定する
- ・記録媒体を保管するケースや箱にマル秘と付記する(記録媒体そのものに付記できない場合)

③物件に営業秘密が化体している場合

(製造機械や金型、新製品の試作品など)

- ・扉に「関係者以外立入禁止」の張り紙を貼る
- ・警備員を置いたり、入管IDカードが必要なゲート絵を設置して、工場内への部外者の立ち入りを制限する
- ・写真撮影禁止の張り紙を貼る
- ・営業秘密に該当する物件を営業秘密リストとして列挙し、当該リストを営業秘密物件に接触しうる従業員内で閲覧、共有化する

④媒体が利用されない場合

(従業員が記憶した顧客情報など)

- ・営業秘密のカテゴリーをリスト化する
- ・営業秘密を具体的に文書などに記載する

2 営業秘密が漏えいした場合の対応

営業秘密を不正に入手した他社などに対し、当該秘密の使用の差止請求(不正競争防止法3条)をすることが考えられます。

また、現に漏えいによって損害が生じている場合には、損害賠償請求(同法4条)することも選択肢のひとつです。

実際に営業秘密が漏えいしてしまった場合には、どう対応するかについて弁護士などの専門家と協議の上決定することをおすすめします。

3 最後に

営業秘密は、企業価値に直結する大切な情報です。不慮の事態から自社を守るためにも、営業秘密の管理体制を今一度見直しましょう。

なお、より詳しく知りたい方は、経済産業省の営業秘密に関するホームページをご覧ください。